

「不倫現場を目撃してしまったらどうすればいい？」

「感情的にならずに対処するには？」

不倫現場を目撃してしまい、怒りを抑えながらこの記事にたどり着いた方も多いでしょう。

思いがけず配偶者の不倫現場を目撃してしまったとき、どう対処すればいいか悩んでしまうのは当然です。

しかし、怒りに任せて不倫現場に突撃したり、その場で声をかけたりするのはかえって状況を悪化させる可能性があります。

そのため、まずは気持ちを落ちつかせ、感情のまま動かないようにしてください。そして、本記事で紹介する対処法に沿って、適切な対応をおこないきましょう。

<h2>不倫現場とは？よくある3つのシチュエーション

不倫現場とは、その言葉通り、実際に配偶者が不倫をおこなっている現場のことをいいます。

よくあるシチュエーションとして、以下のような場面が該当します。

1. 配偶者が自宅に不倫相手を呼んでいた
2. 配偶者が見知らぬ相手とラブホテルに出入りしていた
3. 配偶者が自家用車で密会していた

ここからはシチュエーション別に、具体的にどんなケースが「不倫現場」にあたるのか見ていきましょう。

<h3>1. 自宅に不倫相手を呼んでいた

配偶者が自宅に不倫相手を呼び、ふたりきりで過ごしていた場合は不倫現場とってよいでしょう。

自宅に不倫相手を招き入れる際は、家族が外出している時間帯を狙って実行するケースが一般的で、予定の変更や急な用事で帰宅した際に遭遇することが多いです。

自宅が不倫現場になると、普段家族と過ごすリビングや寝室など、本来もっとも安心できるはずの場所が裏切りの現場になってしまいます。

そのため、相手への信頼や安心感が一気に崩れ去り、大きな精神的ショックを受けるでしょう。

<h3>2. ラブホテルに出入りしていた

配偶者が見知らぬ女性と一緒にラブホテルへ出入りしている場合、それは不倫現場と考えてよいでしょう。

ラブホテルは性行為を目的とした施設であるため、「ふたりで出入りする＝肉体関係があった」と考えるのが通常です。

実際、裁判でもラブホテルに出入りする様子をとらえた写真や動画は極めて有力な証拠とされ、「ラブホテルには行ったが何もしていない」という主張はほとんど認められません。

一方で、シティホテルやビジネスホテルは利用目的が多様なため、単に出入りを目撃しただけでは不倫現場とは言い切れません。

レストランやバーを利用したなど、性行為以外の目的も考えられるため、証拠としては弱いでしょう。

ただし、深夜や早朝など、飲食店が営業していない時間帯にふたりで出入りしていたり、同じ部屋に入る場面を押さえたりした場合は、不倫現場であると判断される可能性が高まります。

<h3>3. 自家用車で密会していた

自家用車での密会は、近年その隠密性や利便性から不倫の手段として選ばれるケースが増えています。

車内は外部からの視線を避けやすく、短時間の接触や移動中の会話、待ち合わせや別れの場としても適しているため、プライバシーを重視したい不倫カップルにとって理想的な空間です。

車内での密会は、証拠としてはラブホテルよりも弱いことが多いものの、夜間やひと気のない場所に長時間滞在していた場合や不自然な行動が重なるときなど、状況によっては不貞行為の立証に役立つ可能性があります。

<h2>不倫現場を目撃した場合にできること

不倫現場を目撃した場合にできることは、主に以下2つです。

1. 配偶者や不倫相手に慰謝料を請求する
2. 配偶者に対して離婚を申し出る

ただし、不倫現場を目撃したからといって、すぐに慰謝料請求や離婚が認められるわけではありません。

どちらの手続きも、不貞行為の証拠があるかどうかポイントとなります。

また、不倫前から夫婦関係が破綻していたときは、不貞行為が離婚事由や慰謝料請求の根拠にならないこともあるため注意が必要です。

以下では、それぞれの手続きについて、詳しく解説します。

<h3>1. 配偶者や不倫相手に慰謝料を請求する

不倫現場を目撃した場合、配偶者や不倫相手に精神的苦痛に基づく慰謝料を請求できます。

ただし、配偶者や不倫相手が不倫を否認しているときは、不倫を裏付ける証拠がなければ慰謝料請求は認められません。

不倫を裏付ける証拠については、「[写真や動画などの証拠を残しておく](#)」を参考にしてください。

<h3>2. 配偶者に対して離婚を申し出る

不倫現場を目撃したときは、配偶者に対して離婚の申し出が可能です。

不貞行為は民法上の離婚事由に該当し、有力な証拠があれば裁判で離婚が認められやすくなります。

例えば、肉体関係を裏付ける証拠や複数回の密会記録などがあれば、離婚の正当性が高まるでしょう。

ただし、離婚を申し出る際は証拠を整理し、今後の生活や子どもをどちらが引き取るか、財産分与なども含めて計画的に話し合いを進める必要があります。

<h2>万が一、不倫現場を目撃してしまった場合の4つの対処法

配偶者の不倫現場を目撃してしまったら、以下の対処法を実践してみてください。

1. 写真や動画などの証拠を残しておく
2. 可能であれば不倫の事実を認めさせる
3. 可能であれば不倫相手と連絡先を交換する
4. できる限り早く弁護士に相談・依頼をする

ここからは、それぞれの対処法について具体的にどのように進めればよいかや注意点、ポイントを順番に解説します。

<h3>1.写真や動画などの証拠を残しておく

不倫現場を目撃したときは、写真や動画などの証拠を残しましょう。

明確な証拠があれば、慰謝料請求や離婚協議の際の説得力が高まり、相手が不倫を認めていない場合でもこちらの有利な条件で慰謝料請求や離婚協議を進めることができます。

例えば、ラブホテルに出入りする瞬間や自宅で密会している様子を撮影できれば、裁判でも強力な証拠として認められるでしょう。ただし、写真や動画がとれても、ただ手を繋いで街中を歩いている・キスやハグをしているというだけでは肉体関係があることまでは証明できないので注意しましょう。

また、ここでの注意点は、外出先で配偶者と不倫相手を見かけても、感情のまま詰め寄らないことです。

こちらに不倫がバレたと知れば、証拠を押さえられないよう会うのをやめたり、尾行を警戒したりするおそれがあります。

なお、不倫相手に慰謝料を請求するには、「不倫相手が配偶者を既婚者と知っていたこと」または「既婚者だと知ることができた状況だったこと」を証明しなければなりません。

そのため、以下のような証拠を集めることも大切です。

- 配偶者がいるとわかる内容のメール・LINE
- 結婚指輪をしている配偶者の写真
- 家族について話しているSNSの投稿
- 職場や友人の証言

もしも、配偶者が自らを独身だと偽っていたり既婚であることを隠していたりした場合は、不倫相手に故意・過失が認められない可能性があります。

十分な証拠が集められないときは目撃した日時や場所を詳細に記録し、専門家に相談することをおすすめします。

<h3>2.可能であれば不倫の事実を認めさせる

不倫現場を目撃し、証拠もある程度そろっている場合、配偶者や不倫相手に不倫の事実を認めさせましょう。

本人が不倫を認めていることを音声データや書面で残せば、慰謝料請求や離婚協議を有利に進められます。

ただし、不倫の事実を認めさせるときは、不倫を裏付ける有力な証拠を押さえてから実行することが重要です。

証拠がない状態で不倫当事者を問い詰めても、相手はなかなか不倫を認めないでしょう。

なお、音声や書面で不倫当事者の証言を残す場合、以下のような内容を盛り込むのが一般的です。

- 誰と誰がいつからいつまで不貞関係にあったか
- いつどこでどの程度不貞行為をおこなったか
- 不倫相手が配偶者を既婚者であると認識していたか
- 不貞行為によって夫婦関係を破壊し、精神的苦痛を与えたことへの反省・謝罪

<h3>3. 可能であれば不倫相手と連絡先を交換する
もし可能であれば、不倫相手の連絡先を入手しましょう。

名前や住所、電話番号やメールアドレス、勤務先などの連絡先を把握していれば、その後の交渉や証拠集めにも役立つはずですよ。

ただし、口頭では嘘の連絡先や名前を教えられる可能性があるため、運転免許証や健康保険証などを提示してもらい、撮影しておくことをおすすめします。

ただし、連絡先を無理に聞き出したり、勝手に持ち物を漁ったりすると、かえって訴えられるおそれがあるので注意しましょう。

相手が教えてくれない、開き直った態度で接してくるなど、自分で対応できないと感じたら迷わず弁護士を頼ってください。

<h3>4. できる限り早く弁護士に相談・依頼をする
不倫現場を目撃したときは、できる限り早く弁護士に相談することをおすすめします。

離婚問題や不倫問題を得意とする弁護士に相談すれば、証拠の有効性や今後の対応方法について具体的なアドバイスをしてくれるでしょう。

また、自分で無理に対応するより、スムーズかつ穏便に解決できる可能性が高まります。

ペンナビ不倫慰謝料で
不倫慰謝料に強い弁護士を探す

<h2>不倫現場を目撃したあとに弁護士に相談・依頼する3つのメリット

不倫現場を目撃したときに弁護士に相談・依頼するメリットは、以下のとおりです。

1. 不倫(不貞行為)かどうか判断してもらえる
2. 証拠や収集方法に関するアドバイスが受けられる

3. 慰謝料請求や離婚手続きなどについて一任できる

ここからは、弁護士に依頼した場合に得られる具体的なメリットについて、それぞれ詳しく解説します。

<h3>1.不倫(不貞行為)かどうか判断してもらえる

弁護士に依頼すれば、目撃した不倫現場の状況が法律上の不貞行為に該当するかを、客観的に判断してもらえます。

法律の専門家である弁護士が状況を分析することで、自己判断による誤解や無駄な争いを回避でき、今後の慰謝料請求や離婚協議の方針を明確に決定できるでしょう。

また、弁護士は過去の判例や実務経験をもとに、どのような状況であれば不貞行為と認められやすいかを具体的に説明してくれます。

仮に目撃した現場が不貞行為と認められない場合でも、ほかにどのような法的手段が考えられるか、今後の対応策を提案してもらえる点も大きなメリットです。

自分だけで判断せず、専門家の意見をもとに冷静に今後の方針を決めることで、精神的な負担も大きく軽減できるはずです。

<h3>2.証拠や収集方法に関するアドバイスが受けられる

弁護士に相談・依頼すると、証拠やその収集方法に関するアドバイスが受けられます。

例えば、専門知識がないと自分の集めた証拠が裁判で通用するかどうかを判断するのは難しいですが、弁護士に写真や動画を見てもらえば証拠として十分かどうかを判断してもらえます。

また、証拠が不十分な場合でも、どのような証拠が有効か、複数の証拠をどのように組み合わせればよいかといったことを具体的に指導してくれるため、適切な証拠を用意できるでしょう。

裁判に発展した場合や相手が不倫を否認したときは、証拠の有無が慰謝料請求や離婚協議の結果に大きく影響します。

法的に有効な証拠があれば、慰謝料請求や離婚協議をおこなう際に有利な立場で進められるでしょう。

<h3>3.慰謝料請求や離婚手続きなどについて一任できる

弁護士に依頼することで、慰謝料請求や離婚手続きを一任できるのも大きなメリットです。

例えば、弁護士には以下のようなことを依頼できます。

- 配偶者・不倫相手への慰謝料請求の代理交渉
- 内容証明郵便の作成・送付
- 慰謝料請求書や示談書、合意書などの作成
- 離婚協議の代理交渉
- 離婚調停や裁判の申立書・訴状などの作成・提出
- 離婚調停・裁判への代理人としての出席
- 相手方本人やその弁護士との連絡・調整

弁護士が代理人として対応すれば、本人同士では感情的になりがちな交渉も冷静かつスムーズに進められます。

配偶者や不倫相手ともやりとりせずに済み、精神的な負担を大きく軽減できます。

また、適正な慰謝料金額での交渉が可能になり、不利な条件に応じてしまうリスクが回避できる点も大きなメリットです。

さらに、相手方が開き直ったり全く悪びれたりしないケースでも、弁護士が介入することで無視やごまかしが難しくなり、交渉が進展しやすくなるでしょう。

<h2>不倫現場を目撃したからといって絶対にやってはいけない3つの行動

不倫現場を目撃したときは適切な対処をとることが大切ですが、反対にやってはいけない行動を知っておくことも重要です。

不倫現場を目撃したとき、以下のような行動は絶対にはしてはいけないので注意しましょう。

1. 相手に暴力をふるう・強迫をする
2. 不倫相手の自宅に無断で押し入る
3. 不倫に関することをSNSに投稿する

これらの行動をおこなってしまうと、最悪の場合あなたが法的リスクにさらされるおそれがあります。しっかりと注意点を押さえて、適切に対処するようにしましょう。

<h3>1.相手に暴力をふるう・強迫をする

不倫現場を目撃したことで感情的になり、相手に暴力や脅迫行為をおこなうと、暴行罪や脅迫罪に問われるリスクがあります。

具体的には、以下のような行為は不法行為に該当する可能性があるため注意しましょう。

- 相手を殴る
- 物を投げる
- 「会社にバラす」などと脅す
- 物を壊す
- 大声で怒鳴る

場合によっては慰謝料を請求されるほか、警察を呼ばれて現行犯逮捕されることもあります。そうなると被害者から加害者に立場が変わってしまいます。

慰謝料請求や離婚協議で不利な立場にならないためにも、感情をコントロールし、冷静に証拠を確保したうえで法的な手段をとることが重要です。

<h3>2.不倫相手の自宅に無断で押し入る

不倫相手の自宅や敷地内に無断で立ち入る行為は、住居侵入罪やプライバシー侵害に該当します。

証拠を集めたい気持ちが強くても、住居への無断侵入は法律違反であり反対に訴えられるリスクのある行為です。

例えば、以下のような行為は刑事罰や損害賠償請求の対象になります。

- 玄関から勝手に入る
- 窓から侵入する

- 庭や駐車場に立ち入る
- 職場に無断で侵入する

また、そのときはバレなくても、防犯カメラの映像から不法侵入が判明すると後日逮捕される可能性もあります。

また、違法に取得した証拠は、裁判で無効とされることも覚えておきましょう。

証拠を集める際は合法的な方法を選び、法に触れてしまわないか心配なら弁護士に相談しながら慎重に進めることをおすすめします。

<h3>3.不倫に関することをSNSに投稿する

不倫現場をとらえた写真や音声、現場の様子をSNSやブログに投稿すると、名誉毀損やプライバシー侵害の罪に問われる可能性が高いです。

名誉毀損罪は「3年以下の拘禁または禁錮または50万円以下の罰金」という重い刑事罰が科されることもあり、さらに侮辱罪が成立するケースもあります。

投稿が拡散されれば、当事者だけでなく家族や職場など関係者にも深刻な影響が及び、自分自身も損害賠償や刑事罰のリスクを負います。

自分が配偶者に裏切られたことを誰かと共有したい気持ちがあっても、不倫の証拠や情報は公にせず、専門家に相談しながら慎重に扱うようにしましょう。

もし投稿してしまったときは、SNSの運営会社への削除依頼や弁護士への早期相談が重要です。

<h2>さいごに | 万が一、不倫現場を目撃したときは冷静な対応を心がけよう

本記事では、配偶者の不倫現場を目撃したときの対処法や、絶対にしてはいけないNG行動を解説しました。

不倫現場を目撃したときは感情のまま行動せず、一度冷静になって証拠集めに徹しましょう。

感情に流されて暴力や暴言、SNS投稿などの違反行為をしてしまうと、自分が不利な立場に追い込まれる可能性があります。証拠を集める際も、法律に触れないよう注意し違法な手段は避けましょう。

また、離婚問題の早期解決を望むなら、相手に気づかれずに証拠を集め、できるだけ早い段階で弁護士に相談することが重要です。

弁護士に相談することで、精神的なダメージを最小限に抑えながらスムーズな問題解決を目指せます。